

資料 2

令和 4 年 8 月 3 日

香川公民館運営審議会
会長 松尾 守人 様

茅ヶ崎市立香川公民館
館長 鈴木 朗

茅ヶ崎市立香川公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 29 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項に理由を添えて諮問します。

1 検討を要する事項

公民館利用サークルの活性化にむけた公民館の果たすべき役割について

2 理由

平成元年 5 月の開館以降、香川公民館では数多くの団体・サークルが誕生し、これまで活発な活動が行われてきたことにより、地域の社会教育の振興に大きく貢献していただきました。公民館サークルは、公民館を拠点として共通の趣味や目的を通じて、生きがいや健康、仲間づくりにつなげていくということからも、豊かな地域づくりになくてはならない存在であると考えています。

開館して 33 年が経過する中で、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化等社会を取り巻く環境は大きく変化し、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等によりサークル活動の休止や解散、会員の退会等により登録サークルが年々減少傾向にあることから、今後の公民館運営にとって大きな影響を及ぼすものではないかと懸念しているところです。

つきまして、公民館サークルがより活力にあふれた活動を展開し、日頃の活動成果を地域に浸透させ、地域コミュニティの醸成に繋げていくために、公民館としてどのような役割を担うべきなのか検討する必要があります。

以上のことから、上記 1 の「検討を要する事項」について諮問しますので、よろしくご審議のうえ答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和 5 年 3 月